

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：津島市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	66.4 %
全職員	66.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	97.3 %
本庁課長補佐相当職	97.0 %
本庁係長相当職	96.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	106.2 %
31～35年	94.8 %
26～30年	96.4 %
21～25年	85.5 %
16～20年	86.6 %
11～15年	101.2 %
6～10年	86.5 %
1～5年	60.6 %

【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は78.1%となっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、女性職員に比べ男性職員に勤務時間が長い職員が多いため、給与の差異に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。